

●令和8年度利用料金

	利用上限 日数	利用料自己負担額	
		A+B+Cの 合計利用日数が 5日目まで	A+B+Cの 合計利用日数が 6日目から
A 宿泊型	7日	1泊2日：6,200円	1泊2日：8,700円
		2泊3日：9,300円	2泊3日：13,050円
		3泊4日：12,400円	3泊4日：17,400円
		4泊5日：15,500円	4泊5日：21,750円
		5泊6日：19,850円	5泊6日：26,100円
		6泊7日：24,200円	6泊7日：30,450円
B デイケア型	7日	1日につき 1,000円	1日につき 2,250円
C 訪問型	2日	1回につき 350円	1日につき 1,600円

- ※ 施設によって、利用料金とは別に個室代や駐車料金等の請求があります。
- ※ 生活保護世帯・町民税非課税世帯は無料です。(証明書類が必要な場合があります。)
- ※ 利用料は、国・県補助金の活用で通常より安価な金額となっています。

●利用のながれ

- ① 利用申請**
役場健康推進課へ利用申請書を提出します。
担当職員が電話等で聞き取りさせていただきます。
- ② 利用決定**
担当職員が委託施設（助産所・医療機関）と協議の上で適否を決定し、通知書を送ります。
- ③ 予約**
通知書を受け取りましたら、決定した施設にご自身で予約をとり、必要な持ち物や料金等について確認してください。
- ④ 利用**
ケアの利用日に施設に直接料金をお支払いください。
「産後ケア利用管理票」に、ご自身で利用の記録をつけてください。
利用後は右記のQRコードから、アンケートへの回答をお願いします。

アンケートはこちら↓



★利用日の前々日（施設休業日を除く）正午までに連絡なく日程の変更・キャンセルをされた場合、サービスを利用したものととしてカウントし、キャンセル料が発生します。（キャンセル料については、「産後ケア利用管理票」に記載されています。）

令和8年度

熊野町 産前産後サポート事業

お母さんとあかちゃんの、心と身体のケアや育児のサポートを行うことで、子育てに関する不安や負担を軽減し、安心して子育てができることをめざしています。

産前産後支援ヘルパー派遣事業

ヘルパーが自宅を訪問し、家事・育児の支援をします。

産後ケア事業

自宅や助産所等で、心身のケアや授乳指導、育児相談等が受けられます。

事業を利用するには事前に申請が必要です。



●お問い合わせ●

熊野町 健康推進課
(082) 820-5637

産前産後支援ヘルパー派遣事業

ヘルパーが自宅を訪問し、家事や育児の支援をします。

●利用できる方

熊野町に住民票のある産後1年未満の妊産婦で、

- ①妊娠中^(※)、産後体調不良等により家事や育児が困難な方で、日中介助者がいない方
(※医師により安静を指示されている場合)
- ②多胎児を出生した方

●支援内容



●利用料

1回の利用につき、500円 (※町民税非課税世帯・生活保護世帯の方は無料)

●利用時間

- ・1回の利用につき、90分程度(午前9時から午後5時までの間) ※1日最大2回まで
- ・平日のみ

●利用回数

15回(多胎児を養育している方は30回)まで

★予定の変更もしくはキャンセルする場合

利用予定日の前日までに、事業所へ連絡してください。連絡なくキャンセルした場合は1回りょうしたものとみなし、事業所が設定した金額をキャンセル料として支払っていただきます。

熊野町産後ケア事業

自宅や委託先助産院等で、産後の回復と心のリフレッシュを図り、安心して育児ができるように支援するものです。

●利用できる方

熊野町に住民票のある産後1年未満のお母さんとあかちゃん^(※)で、産後ケアを必要とする方

- ※ 医療行為が必要な方は利用できません。
- ※ 流産や死産を経験して1年未満の方もご利用いただけます。

●支援内容



●産後ケアの種類

種別	利用時間	利用上限	食事	説明
宿泊型	10時～翌17時	7日	3食提供	委託先の助産所等に宿泊しサービスが受けられます。(1泊2日～)
デイケア型	10時～17時	7日	1食提供	委託先の助産所等に日帰りでサービスが受けられます。
訪問型	1回2時間程度(9時～17時)	2日	なし	委託先の助産師が自宅を訪問しサービスが受けられます。

※ 施設ごとにご利用頂ける期間や休診日が異なります。

※ 利用時間を延長する場合や、利用上限を超えて利用する場合は自己負担となります。